



Title	外資系企業等の取扱い(対内調整)(3)(法制局ヒアリング 外務省外交史料館レファレンス番号:H221013)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.4   公開日:平成22年11月26日   外務省外交史料館管理番号:B'.5.1.0.J/U24   CD・DVD番号:H22-007
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43433">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43433</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

法 制 局 ヒ ア リ ゾ ク

条約局長 70 久野清参考 (2) 秘  
 原謀議事録  
 条約課長 法規課長 北村大課長 資本企業第1部  
 法制局アリナリ  
 (沖縄企業)(88)  
 12月9日(256)收錄  
 通産省関係:鉱業法、外食法及び特許法  
 45.11.4  
 種類(種別)  
 沖縄復帰に際しての通産省関係の法制局アリナリ  
 は、10月29日から31日まで行なわれたと云ふ。外務省は  
 2度めを有する主要問題実施のとおり。(出席者:法  
 制局第1部長、第4部長、常務官、通産省企業局、鉱山  
 及び石炭局、特許庁関係課長、外務省批1科河、奈良柳津、他)  
 1. 鉱業法関係  
 (1) 先づ、鉱山石炭局便りより、沖縄の鉱物資源状況の  
 GA 6  
 外務省  
 237

説明の後、沖縄に付いた鉱業関係法律について次の  
 のようすを説明があつた。  
 (1) 戦前占元時代に鉱業権は、布令55号により、申請に基づき  
 て旧鉱業権者に権限が与えられた。(採掘権17件、貯藏試  
 探権22件)。これらは、試探権は、万葉に期間満了後2年  
 消滅した。  
 (2) 鉱業権の管理は、1960年7月1日以降琉政12号で  
 行なわれた。(それまでの行政が行なつた) 琉政は、当初  
 明治38年の旧鉱業法により鉱業権の出願の受理、管理  
 等を行なつていたが、本年8月10日以降は、本土の現行  
 (新) 鉱業法による鉱業法が施行された。

(1) 且下、沖縄における鉱業権出願状況は、2万6千件

以上あるが、うち約 2万 5千件は米周諸島周辺の石油  
等原に開拓するものであるか、琉政の事務処理体  
制の不足も五、六百件未処理である。(石油開拓の出願  
は、308件の試験出願を受理した以外は「接觸」した  
のみ、「管理」もしくは「許可」、「不許可」の如きは  
なされていない。すな、申請者は、万へ琉球人である。)

(2) 総理は、沖縄の経済措置については、(1) 琉球  
鉱業法による申請等及び(2) 同法による如分等の行  
為は、いかにも本土法によるものとみなすかと、通産省  
の基本方針が示された。(別添1 参照及参考)

(3) また、金城山石炭局より、琉球金炭法の特殊条

款定として、(1) 鉱業権者の登録は、琉球住民又は  
琉球法人に限られること(本土法の如く「糸糸に別れ  
の定め)とは限りでない。というたなし書きはす。

及(2) 米側が管理している土地等に<sup>は</sup>金炭業  
出現については、事前に民政府の許可を得る必要が  
あること等を記載があるが、これらについては、總  
括して本部並に万へ旨説明された。(別添3)

(4) また、金城山石炭局は、米周周辺の大陸棚問題に  
關する台湾側との接觸の経緯を簡単に説明した。

総二の問題については、外務省と開拓に協力しつつ  
外務省

財政方針を述べた。

## 2. 外資法関係

(1) 在沖外資企業の取扱いは、次のように一般的な説明がなされた。(その際、日本汽船の経験として共同声明9項及び愛知・アイチ一書簡の内容に付言) (別添4)

(4) 在沖外資企業の活動は、布令11号に盛り込まれた。在沖外資企業の活動は、民政府の承認を得られず施行されることはある。(外資法に関する序立法は、民政府の承認を得られず施行されることはある。)

(2) 緊急時ににおける本土・外資政策との関係について、整を要する主要問題は、石油精製、アルミ精練及び

GA-6  
外務省

電子部品の分野における大企業の取扱いである。

また、いかにもかけぬけ申請の処理も問題である。

2.30

(4) 在沖外資系企業の数は、約230(個人50、支店110

琉球法人70)で、投資総額は、約2.4億ドル。

あるが、電力・水道・石油関係が圧倒的である。

(2) 次のとおり本件は財政省の当面の方針は次のよう

である旨を説明せられた。

(1) 基本の方針として、通産省は、共同声明以前から

沖縄公会議の事業を行つてゐる外資系企

業について、物の國の外資政策及び外債方

GA-6  
外務省

3 政策との適合性について、日本自由化の丁度を考慮して必要な措置を講じたうえ、まずは限り円滑な解決をはかりたい。ただし、共同声明終のかけ込み申請については、放置すれば内閣府経済政策に悪影響が及ぶこと、新たな立法的措置が必要と考える。

(b) 石油等問題のある幾種の大企業については、50/50の日本企業と合弁させた等の方針で認可した形に直すか、米企業側と直接組合つける。

(c) その他の中小企業については、殆ど自動的に認可される。

(d) 今後は外債法上の認可を踏みと申請せよ。(更)

GA 6

外務省

これにしたい。

(b) 経過措置としては、新たに認可するまでの間は、外債法上の認可があつてもそのみを許可し、要するにはその間に事業活動を沖縄に限定する等の措置をとらせる。(附添5)

(3) 以上の結果に關し、法務局側との間は次のよう応答が行われた。

(d) 総務省外債法上の認可を与える事の可能性はどの程度あるか?

(通産: 米企業との話し合いの結論が出てない) 確定できずが、~~がんばれ~~本土で合弁をやつ

GA 6

外務省

2つめの場合は、困難が多いと言ふのが

多くかかる場合は、認可できるものか 1,2件

出工未了未決済がある。大多数の案件は認可3件

といても、今はまだ資勢をとつておかないとか

付込み申請が増えるおそれがある。

(II) 協定における何らかの規定を置くつもりか?

(外務、通産：協定で問題を解決する方向で

(通産と  
はなし、半企業との直接の話し合い) 外債比率で50%

%以下に下せば実体を調整する方向で討

ねしている)

(II) かけ出時に考え方たる新江東強制措置が必要

GA-6

参考文書であるかの措置の内容如何

(通産：手配具体的な参考文書)

復帰後どうしても認可できないものか 3件→12件

どうなるか?

(通産：外債王法の半島的立場制限をなく、事業活

動のものを規制しうるよう立法措置をとりたい。

事業活動のものを規制という話に付けて外債法

体系から外れてることもあり問題がある。

慎重に参考文書がある。

極限的問題として、復帰後全然事業活動を

認可しない企業がある場合に二種類認可を

GA-6

11 これだけは国際的問題となる事か?

(外務省の認可を受ける場合に付、沖縄における監視)

企業の資産を如何にして外貨送金を保障

しやすさ等適切な措置を乞うる。国際法

違反の問題も生じうる。)

3. 工業所有権法

特許庁より次の趣旨の説明がなされた。(別添6)

(1) 沖縄の工業所有権関係法

沖縄においては、戦後も大正10年特許法等の工業所

有権関係法が施行されていたが、手続を処理する方

便がなく現実には実施しない所がつたので、1961年に新

GA 6 外務省

12 球不正競争防止法が制定された。その内容は、要す

ては、沖縄で使用されるもの他人の説明、考案<sup>(公)</sup>は、意匠

登録物品、他人の説明した方法で沖縄で使用され

るもの及び沖縄で使用される他人の商号<sup>(公)</sup>商

標、日本で不正使用は、<sup>(公)</sup>説明、考案等が、<sup>(公)</sup>万

山の国外下地城で登録され、<sup>(公)</sup>と正しくして差

止請求権や損害賠償請求権の対象となる。(外国人)

の説明、考案等も保護される。)

(2) 沖縄在住者の本土特許庁への出願。

沖縄在住の日本人、八九同盟国人及<sup>シ</sup>特許法第

20条第3項<sup>(公)</sup>外國人は、特許代理人<sup>(公)</sup>本土特

GA 6 外務省

許諾へ特許出願等を万3件が公表<sup>30</sup> (本土特許法)

現実にかかる出願等は行方不明<sup>31</sup>

#### (1) 総務の際に生じた問題点

■本土における登録された特許登録者は、現在<sup>32</sup>

沖縄では、琉球不正競争防止法は違反せず、限り自由

に使用できるので、総務は本土の権利と衝

突問題が生じる。(かかる衝突は、商標を中心として

か=3件が予想される。) かかる衝突が総務の障

#### に生じた主要な問題<sup>33</sup>

##### (2) 問題の解決方法案

###### (i) 工業所有権関係法は、総務と同時に沖縄に通

GA-6 外務省

用法化<sup>34</sup>を万3件が、前記(1)の衝突問題は、次のよう

な特別措置法<sup>35</sup>で解決する。すなはち、総務の際

に沖縄における不正競争の目的でなく、透明等の実施

(又はその準備) をしている者は、沖縄地域内に限り、

販売者登録者<sup>36</sup>の事業の目的、範囲内に、その登録

等に付す通常実施権を与える。(当該者が本土に登録

された特許の内容を知らずして自己開示し又は知被

したものである場合に付す、沖縄に限定せず、日本全土

における通常実施権を認める。) かかる骨子の措

置は、特許法の外ならず実用新案法及意匠法。

沖縄への適用に在りては講<sup>37</sup>方<sup>38</sup>と方<sup>39</sup>

GA-6 外務省

<p style="text-align: right;">15</p> <p>商標登録も、不正競争の目的でよく沖縄で 使用されるものは、複数種を認めた方が商標 の性質上 特許の場合しかつて地域制限は不可 能であるが日本本土につれて認めざるを得ない。(ただし、 商標法32条2項により、混同を防ぐための商号を表示さ せよ。例: 沖縄で使用され「ハツル」を「琉球ハ ツル」とさせ等)</p> <p>6) 「かけ込み」を防ぐため上記の特例を共同声明し以 前のものについての認めたことを検討する。(別添付) (二点につけて、法務局や、外管法の場合は、認可基 準の一つとして共同声明の日付をとるにすぎず、法律</p>	<p style="text-align: right;">16</p> <p>の適用開始時期の問題ではちいかく工業所有権の 場合と同様、本土法の適用開始時期が「さかのぼり」させ た問題に至るよりは思ひ出さない法的上無理ある 3旨の指摘があつた。</p>
--	---